

平成二十七年五月二十二日(金曜日)

出席委員

(内閣府地方創生推進室長)

法の目的を達成するに必要と認められる場合には、法律の範囲内において、法律の趣旨を損なはざる限り、行政官庁が裁量権を行使し得るものと見做す。

車日の審義が変じやうとします。

私も、地元で見えておきますと、場所も近い、そしてできるだけ連絡もよくしている、けれども、最後の最後はやはりワンストップサービスではないんですね。ワンストップサービスではなくて、例えば、生活保護行政で、生活保護を申請してこられた方に対して職業を紹介しようと思うと、地方自治体でやれる職業紹介というものもあるわけですが、最後の最後はやはりハローワークに行ってくださいということで、うちの町ですと、非常に近いけれども、ちよつと歩いてハローワークの方に行かなきゃいけないというような現実があります。

これは、都道府県知事会の方からも指定都市市長会の方からも要望が上がつてきていると思えますけれども、ハローワークと、例えば生活保護行政とかそういったものをつなげていくことで、サービスの改善であるとか迅速化であるとか、そういったことが図られるというふうに私思うわけでありますが、これがなかなか成立しておりません。

厚生労働省、これについていかがお考えでしょうか。

○勝田政府参考人 お答え申し上げます。

ハローワークの地方移管につきまして、この事務権限移譲につきましては、本年一月に閣議決定されました平成二十六年の地方からの提案等に関する対応方針におきまして、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取り組みを通じて、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進し、その取り組みの成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、引き続き検討、調整を進める、こういうこととされたことでございます。

これを受けまして、厚生労働省では、生活保護受給者等につきまして、その就労促進を図るため、地方公共団体の福祉事務所にハローワークの窓口を設置し、ハローワークによる職業紹介と地方公共団体による福祉等の業務を一体的に、場所的にもワンストップで進めるといような取り組みを進めているところでございまして、平成二十七年三月末現在では、全国で百四十六自治体、二百六十八カ所で開催実施しておるところでございます。

また、昨年九月から、ハローワークの全国ネットワークの求人情報を地方公共団体に提供するという取り組みを始めておりまして、九月末の時点で二百十九自治体が利用しているところでございます。

さらに、国の持つております、ハローワークの持つております求職情報を地方公共団体に提供するという取り組みも平成二十七年中に開始する

というところで、ただいま準備を進めているところでございます。

さらに、国と地方公共団体が地域の雇用対策に一体となつて取り組むための雇用対策協定、この締結というのを現在進めておりまして、実は、今週、二自治体締結になりまして、三十自治体締結しているという状況にございます。この中には、生活保護者の問題、女性、若者の問題、あるいはＵターンの問題等、地方自治体が重要と考えるさまざまな雇用対策について、私どもの全国ネットワークを使った協力というのが予定されております。

これらの国と地方公共団体との連携強化に私どもとしては引き続き取り組ませていただこう、こういうふうな思っております。各取り組みにつきまして、地方公共団体、利用者さまさまざまなアンケート調査等を実施することにより、さらなるサービスの改善、あるいは地方公共団体の要望を踏まえた可能な限りの対応、こういったことをやっていきたいと思っております。

今後とも、こういった連携の不断の見直しに取り組んで、地方公共団体の皆様との協力のもとに、住民サービスの向上に努めてまいりたいと思っております。

○緒方委員 さまざまな連携のアイデアを今進めておられるということでありましたが、聞いておられた方も思ったと思うんですが、そこまでするならもう地方移管したらどうだというのを結構思われたと思うんですね。

今お答えになった中で連携の話がありました。今、ハローワークを地方移管することが難しい、これをやるべからざる。やるべからざるなだけでなく、連携はしっかりやろうということとできるだけ連携をしているということなんです。ハローワークを地方移管することができないその理由は何でしょうか。

○勝田政府参考人 ハローワークを地方公共団体に移管することができない、あるいはそのデメリットの理由についてお答えしたいと思えます。

ハローワークの地方公共団体への移管につきましては、まず私ども一番懸念する問題の一つは、雇用保険の問題でございます。雇用保険は全国で一律の保険制度となっております。これを四十七都道府県に例えば分割するというのは、規模からいっても非常に難しいかというふうに思っております。そうしますと、公共団体がハローワーク、職業紹介をやるということになりますと、職業紹介と雇用保険の認定、給付がばらばらになつてしまふ。実は、ばらばらになることによって、支給が非常にふえてしまつたり、受給している方に対する職業紹介がうまくいかないといった事例が各国でも、ほかの国でも同じような例がありますが、見られるところでございまして、これは一本でやった方がいいのではないかとこのように思っております。

それから、もう一つは、職業紹介の全国ネットワークでございます。特に、私ども、最近で申しますとＵターン、Ｉターン、Ｊターンというのが非常に大きな課題でございますが、例えば、先ほど申しました雇用対策協定の中で、山口県と雇用対策協定を結ばせていただきましたときに、うちもＵターンのやりたい、でも、Ｕターンのやるときに、一般に見られるような東京、大阪がうちの主な目的地ではなくて、広島、福岡なんですというふうにおっしゃるわけです。そうすると、こういった細かな全国ネットワークの使い方をするためには、職業紹介の方はどうも全国一本でやった方がいいのではないかとこのように思っております。

それから、三つ目でございますが、リーマン・ショックのときに、私ども、雇用調整助成金の発動、予算を決定させていただきましたが、一週間やりました。こういったことができるのも、全国一律でハローワークが私どもの下にあるからできるのではないかとこのように思っております。

これ以外にもILO条約上の問題等もございまして、こういった問題から、移管ということにつ

きましてはいろいろと問題があるのではないかとこのように思っております。

○緒方委員 雇用保険と、都道府県をまたいだ職業紹介が困難になる、そういった理由でありましたが、法制度のつくり方次第でこれは解決できるのではないかな、制度設計次第ではないかなと。実際に知事会はそのような問題については自分たちはしっかりとやるというふうには言っているわけでありまして、雇用保険の一律的な運用については、法制度を担保した上で地方に移管して本当にやれないかという、やれるんじゃないかなというふうな思っているところでもあります。

その中で、今次長が述べられました中で、一つ、昔から物すごく私は気になっていることがありまして、ILO第八十八号条約との関係ということに言及がありました。元外務省条約課課長補佐をやっていた者として、何だという思いが実はございます。

ILO第八十八号条約というのは職業安定組織に関する条約でありまして、その第二条に何と書いてあるかという、職業安定組織、これはハローワークだと思えますが、「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。」ということを書いてあります。

私は、ちよつとこの訳は間違っていると実は思っているんですけども、それはともかくとして、この第二条があることがゆえに何かハローワークを地方移管することが難しいというふうな見解が厚生労働省からも今述べられたところでありまして、では、外務省にお伺いをいたしたいと思えます。ILO第八十八号条約の規定によつて、ハローワークを地方移管することができないというふうにお考えですか。

○豊田政府参考人 お答え申し上げます。

ILO第八十八号条約につきまして、職業安定組織につきまして、国の機関の指揮監督のもとにある職業安定機関の全国的体系で構成されること、全国的体系は、当該国の各地理的區域につい

て十分な数であつて、使用者及び労働者にとつて
便利な位置にある網状組織、ネットワークから構
成されること等を求めているところでございま
す。

外務省といたしましては、ハローワーク業務の
地方移管について検討を行う際には、ILO第八
十八号条約が求めている内容を満たす形で職業安
定組織を維持することができると慎重に検討す
る必要があると考えておるところでございます。

○緒方委員 当たり前の答弁でありまして、条約
との関係を見た上でそれに当てはまるのであれば
オーケーだし、当てはまらないのであればだめだ
という当たり前のことを当たり前に言つたわけで
ありまして、だからといってハローワークの地方
移管をすることが国際法違反であるというふうに
はとも読めない。

実際に、全国的体系ということではありますが、
全国的体系を法制度で担保した上で、それを地方
移管、地方で展開していくことが、地方自治体ご
とにやっていくことが別に排除されているわけ
ではないと思うんですね。別に、国が直接にマネジ
メントをしなきゃいけないなんということとはこ
にも書いてないわけでありまして。

ただ、厚生労働省の職業安定局の審議会だつた
と思いますけれども、そういったところで、結
構、外務省がこの件は条約違反だと言っているか
らやれないんだということを、今から六、七年前
の審議会で言及したとかいうこともございまし
た。

外務省として、この条約があるからハローワー
クを地方移管することが絶対にできない、そうい
う見解ではないですね。もう一度御答弁くださ
い。

○豊田政府参考人 先生御指摘の件でございま
すけれども、平成二十年の地方分権改革推進委員
会におきまして、外務省はILO第八十八号条約と
の整合性に疑義が生じるとの意見を出しており
ますが、御指摘の意見については承知をしてい
るところでございます。

ただ、いずれにいたしましても、先ほど申し上
げたとおり、外務省としては、ハローワーク業務
の地方移管について検討を行う際、ILO第八十八
号条約が求めている内容を満たす形で職業安定
組織を維持することができると慎重に検討する
必要がある、こういう立場でございます。

○緒方委員 ありがとうございます。
外務省の答弁自体は、それは、そうですね、
当たり前ですよ、満たす形でやってほしいと。
それは、締結した国際条約との関係でそれをやる
ことは当然のことでありまして、ただ、それが絶
対にできないかという、そうではなくて、満た
す形でやれば、それはそれでいいのだというこ
とだと理解をいたしました。

正直なところを申し上げますと、この件があるから
というのが言及される時点で違うんじゃないかな
と私は思うわけでありまして、少なくとも、これ
があるからだめだというふうな議論は今後やめて
いただきたいというのが率直な自分自身の思い
であります。

この件につきまして、最後に、石破大臣。

閣議決定に入りました。ただ、法律事項となる
ところまでは来ませんでしたけれども、今、厚生
労働省からも言及があった、雇用保険を一元的に
運営していくとか、県をまたいだ職業紹介が行わ
れるようにとか、そういったハードルがあるとい
うことでありますが、私は、これは越えられない
ハードルではないというふうに思います。かつ、
ILO八十八号条約というのがあるから、だから
だめなんだということでもない、これは別に地方
移管した上で満たしていくことが可能な要件だと
いうふうに思います。

地方で見ていると、本当になかなかワンス
トップサービスにならないところもあったりし
て、知事会からも指定都市市長会からも要望のあ
る話であります。現時点で威勢のいい答弁をする
ことは難しいと思いますが、大臣、一言お願い申
し上げます。

○石破国務大臣 この話は、私自身もよくわから

ぬなとずつと思つておるお話でございます。

累次の政府の閣議決定におきましては、ILO
八十八号条約との整合性に留意する、こういう書
き方がしてあつて、では整合性とは一体何でしよ
うかというお話まで行かなければいけないし、何
よりも、労働者あるいは仕事を求める方々にとつ
て何が最も利便性があるものなのかという観点で
議論されるべきものだと思つております。

そしてまた、ILO八十八号条約にございま
す、職業安定組織は国の機関の指揮監督のもとに
ある職業安定機関の全国体系で構成される、それ
は私は委員と同じような考え方を持っております。
本当に絶対だめなのかなといえ、そこはまだ議
論の余地があるだろうと思つております。

問題は、このお話をしますときに、雇用者側か
ら、あるいは労働者側からも、これをやってくれ
というお話が出てこない、むしろ反対である旨の
意見表明がなされておるといふことがございま
す。実際に、雇用する側、あるいは労働者の側、
はつきり言っちゃえば連合なのですが、なぜ連合
がこれに反対である旨おっしゃるのかというの
が、私はいま一つよく理解ができないところでご
ざいます。

別に政党がどうだの言うつもりは私は
ないのですが、連合は御党の強力な支持団体であ
られます。私も連合会長にこの話を聞いたことは
ないのですが、なぜ労働者の側がこれに反対なの
かということ、労働者の立場に立つてみるとど
うなのだろうというお話があつて、やはり何だか
んだ言つても、雇用者側も、そしてまた労働者側
も、賛成じゃないんですねという、そこで議
論が終わつてしまふわけですよ。

ですので、そこはさらに議論を深めていく、何
が一番労働者のためになるのか、国の雇用政策と
してよりよいものになるのかという観点から、ぜ
ひ私も雇用者側の御意見は経団連等々聞いてみた
いと思つておりますが、ぜひ労働者側のお話もお聞
きいただいて、さらに有益な議論を賜りたいと存
じます。

○緒方委員 ありがとうございます。
極めて似た意見を私自身も石破大臣と共有する
ところがあります。この件、また追つていきたい
というふうに思います。

では、テーマを移したいと思つてます。

今回の第五次一括法の閣議決定の段階で、直接
入つていたわけはありませんが、一部、二級河
川の件について、国との関係での地方への移管の
話が書いてありました。

この二級河川についてですけれども、私の地元
北九州市に紫川という川がありますけれども、こ
の川は、上流から下流まで、全部政令指定都市の
中にあります。一つの政令指定都市の中で上流か
ら下流までが完結をしております。

これについて、現時点では、管理をするのが都
道府県知事ということになっていて、実態的に
は、河川法の規定等々を使いながらであります
が、協議をして、部分的にばつぱつという感じで
管理が我が町の方に来ているということございま
す。

これは恐らく、政令指定都市選出の議員の先生
方であれば、そういう二級河川、比較的大き目の
二級河川があつて、うちの町だけで全部完結して
いるというものがあろうと思つてます。

そうするとどうしても、何が起るかという
と、例えば、整備のところで濃淡が出かねないん
ですよ。ここからは県です、ここからは市です
と。うちの町の紫川という川でいうと、上流のダ
ムのところは県です、市街地のところが政令市で
す、そして、最後、河口に出るところが県ですと
いうような形で運営をされております。

一つの政令指定都市の中で二級河川が完結して
いるのであれば、それはもう一律に政令指定都市
に財源と権限を全て移譲するというのが望ましい
のではないかと私は思うわけであります。国土
交通省、いかがでございませうでしょうか。

○加藤政府参考人 お答えいたします。
指定都市区域内の二級河川の管理権限につきま
しては、河川法第十条第二項の規定によりまし

て、都道府県と指定都市が調整した上で、都道府県知事が指定都市の長の同意を得て移譲することができるという仕組みになってございます。また、現にこの制度を活用いたしまして、例えば、横浜市の境川でございまして、全体完結するという意味では名古屋市の山崎川水系のように、現に管理権限の移譲がなされている例がございします。

本規定が設けられた平成十二年以降、指定都市の区域内の二級河川の管理権限の移譲をした事例はございませけれども、その移譲に当たりましては、氾濫した場合の指定都市の区域を越えた県全体への影響、あるいは従前からの管理水準の維持など、河川ごとの状況や指定都市の事情がそれぞれ違うものだと思いますので、都道府県と政令市が十分調整をさせていただくということが重要であるというふうに考えております。

二級河川の管理権限の移譲につきましては、地域の実情を勘案しつつ、都道府県と指定都市が十分調整した上で決めたいというふうに考えております。

○緒方委員 確かに、河川法第十条第二項を読んでも、二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であつて、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認めて指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。ということとございまして、協議した上で都道府県知事がいいよと言え、それが管理が移つてくるということである。

ただ、これは一般的な規定でありまして、別にどんな二級河川であろうが、政令指定都市を通っている部分について、ここはもううちでやらせてくれということも含めてなんです、私が言っているのはそういうことではなくて、上流から下流までが全て政令指定都市の中で完結しているものという、この河川法第十条第二項の規定よりもさらに対象がぐっと絞り込まれた特殊なケースなんです。

特殊なケースで、今、横浜市と名古屋市の話がありました、そうやって移管が成立しているところもあるわけですが、なかなか移管が成立しないところもあります。お互い協議してまとまったらそれでやればいいじゃないかということなんです、なかなかそれがうまくいかないケースもあります。都道府県と政令指定都市の力関係とかもあるんだろと思うます。

結果として、今起こっていることというのは、やはり管理にでこぼこがあつて、うちの町からしてみると結構重要な二級河川かもしれないけれども、もともと広い、県からすると、結構たくさんある二級河川の一つであるということ、十分に予算が来ないとかそういうこともあつて、どうしても、うちの町の中だけにのりなかないうまいかないという思いがあります。

これは一括した形で、第六次一括法というのがあるのかどうか分かりませけれども、検討課題に加えていただけないかなというふうに思うわけでありまして、では、これは内閣府、政府参考人の方から御答弁いただければと思います。

○満田政府参考人 指定都市内の市域内で完結する河川の管理につきましてでございますが、御指摘のとおり、さまざまな形で、指定都市、それぞれ、国であつたりあるいは県であつたりという形で、場所によりまして管理する人が異なっているという実態が実際にあると思います。

こうした点につきまして提案を受けるということとはございしますので、こうした提案を受けながら、また関係省庁ともよく話をして対応を決めていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○緒方委員 これも今すぐ何か答弁ができるわけではないということも承知した上でありますけれども、今の河川法の仕切りというのは、協議をして、都道府県知事がよしと判をきり、おたくだけあればいいということで、ある意味、おたくだけでやつて、地方でそれぞれ協議してということでありまして、これだとなかなか、本当にうまくい

かないことが結構多いんです。実態として、県並みの権限を持つている政令指定都市と言われるものの中で完結している河川が、その権限が県に残つて、そして、一部移管してばつばつとある状態が、私、極めていびつに見えているんです、うちの町の中で。

サブスタンスにかかわるところの答弁を求めるものではありませけれども、仮に、今回の法案が通り、また、これから第六次、第七次というのがあるのかどうか分かりませけれども、将来的な課題として検討していただくこと、いかがでございませうか、石破大臣。

○石破国務大臣 事務方から答弁をいたしております。河川法の規定がそのようになつておりますので、当然、法改正を要することになります。

そこにおいて、政令指定市であるがゆえに、そしてまた、委員の御指摘のとおり、その政令指定都市で完結しているという場合に、一律政令市に移すということを政令市が全て御希望であるのかといえ、それはそうでないところもあるのかもしません。

委員がおっしゃいますように、北九州市はやりたいた、だけれども、県がやっているので北九州市がやりたいとしていることができないんだというところもございませう。だけれども、ほかのところにおいては別のことがあるかもしれない。

政令市でも、財政力指数に随分差がございまして、一番上の川崎から始まって、一番その中で下にある熊本まで、事情はそれぞれ違うのだ。そこによつて、あるところによつては、いやいや、そんなものは困る、それは県がやってくれればいいので、うちとしてはなかなかねというところもあるのかもしれません。ですから、一律移すというところはどうかというところでこのようにな仕組みになっているのかなというふうに私は理解をいたしております。

委員にまた議論させていただきたいのですが、これを一律移すことになくなる意義があるのだと

いうことも踏まえてまた御提案をいただければ、私ども、また誠実にお答えをさせていただきたいと存じます。

○緒方委員 ありがとうございます。

この件、結局、最終的には、県から市に移管されるときに、その分の財源がやってくるかどうかということなんです。

地方分権に伴う財源ということで、今、実は、結構な政令指定都市の中でどうしようと思つている案件がございまして。これは、第四次一括法の中で議論をされ、恐らく、第四次一括法の中の最大の玉だと言われている、県費負担教職員の給与負担を地方に移譲するというのが第四次一括法の中で決まつたわけでありまして。

これまで、我々政令指定都市の中にある市立の小学校、中学校というのは、任命権限が市の方にあつて、だけれども、給与自体は県費で支払つていたという、任命権者と給与を支払っている人間がばらばらであつたという実態がございました。これは実は、ずっと、私も昔から、いびつなんです、お金を出す人と任命する人が別なんです。というのがいびつだということで、第四次一括法においてこの件が進められたことは高く評価をしたいと思ひます。

さらに、この第四次一括法の後、さまざま議論が進んだ中で、これは本当に関与された全ての方の御尽力に拍手喝采を送りたいと思ひますが、具体的な税源移譲が進んだということです。個人住民税の所得割の二％分についてはそのまま県から地方に移すということ、これは極めて画期的なことでありまして、これに取り組まれた皆様方には、本当に御苦労さまでした、本当にありがとうございます。

ともすれば、地方分権を進める何が起るかという、交付税の中に入れますというところに入ってくるんですが、交付税の中に入ってくる、どこに入っているのかがよくわからない。ここにミシン目がついていて、この部分が実は移譲した部分ですと言われても、はつきり言つて、一

括でばんと来てしまうと、それが何のことかわからない。実際に、各自治体も財政はきついですが、このミシン目がついている部分が財源です。ということでお渡ししたとしても、各自治体の中の予算査定をしていると、そんなのダメだよというところで、はねられることかも知ったりして、地方交付税の中に紛れ込まれる形で財源移譲というのはいくらもやめてほしいというのが、結構、地方自治体の本音であります。

その中で、県費負担の教職員の移譲について行われたわけですが、まず文部科学省が出す国庫負担金があり、そして税源移譲の分があるわけですが、実は、財政が豊かな自治体というのは、もうこの時点で、国庫負担金があり、税源移譲した段階で、平成二十五年度のデータによると、これだけでも財源が足りてしまうという自治体が出てきています。これは平成二十五年度のデータですと川崎市がそうです。やはりリッチな町は違うなというふうに思ったわけです。

逆に、先ほど大臣言われましたとおり、財政指数の悪いという低い自治体、例えば熊本であるとか、比較的最近政令指定都市になった町が多いと思います。新潟とか。残念ながら、我が町は五十数年の歴史がありますが、我が町も実は悪いです。

これを地方交付税のところで面倒を見ていきましよう、足らざる部分を面倒を見ていきましようということなんです、これが今問題になっております。

地方交付税の計算の仕方なんです、普通、地方交付税を渡すときというのは、留保財源が出る形で、基準財政需要額があると、それに対する収入額を一〇〇%、中にどつと算入せずに、基準財政収入額の一部が少し外にはみ出る形で、のり代が出る形で地方交付税というのをお渡しをしています。そうすると、地方交付税の中で、そのはみ出している部分で恐らく加配をして教員を雇っているとか、そういうのが自治体によってはあると思います。実際、我が町はそうです。我が町で雇

用されている教職員の方々というのは、基準財政需要額で認められているだけの人数を超える形で雇用されて、教員が配置をされています。

しかし、今回、税源移譲を、基準財政収入額のところにばつと全部入れてしまつて、のり代が出ない形で交付税をお渡ししようというふうな形で、総務省はそれが望ましいということで話をしています。

これをやられてしまうと、のり代の部分が来ない。今は、交付税プラス基準財政収入額の部分にのり代の部分があつて、そののり代の部分も使いながら教員を雇っている、雇用している、そしてそこに配置をしている。だけれども、これからそののり代の部分をばつと切つた上で来てしまつと、けれども、目の前に雇っている教職員の方々は同じなわけであり。今も給料が支払われている。だけれども、加配されている分についてはもう財源が来ないということになると、我々政令指定都市の一般会計からこれを繰り入れていかなきゃいけない。結構大きな数字になります。

これは総務省にお伺いをしたいと思ひます。

一〇〇%算入することによって地方自治体、特に財政力の弱い政令市が一般会計からの繰り入れをしなきゃいけない。おまえら持ち出せというふうに言われているわけですが、これは問題だというふうにお考えになりませんか、総務省。

○橋本政府参考人 お答えをいたします。

総務省といたしましては、平成二十五年度の道府県と指定都市の合意を踏まえて、財政中立を基本として、現在地方財政措置を検討しております。

具体的な内容ですが、権限移譲される事務に関する標準的な財政負担額を指定都市の基準財政需要額に全額反映するとともに、基準財政収入額についても、税源移譲額を一〇〇%算入した上で、残余の部分について地方交付税で措置する、この方式が適当ではないかというふうに考えております。

す。

委員御指摘の基準財政収入額の算入率に関し、仮に一〇〇%未満の数字を設定した場合に、道府県から指定都市に移転する需要以上に、財源、これは税と交付税の合計になりますが、これが指定都市に移転されることになりますので、財政中立の観点から問題が生ずるもの、このように認識をしております。

○緒方委員 全ての自治体において基準財政需要額で決められているだけの教員がばつと配置されているのであれば今の理屈でいいんです。けれども、自治体によっては、それからさらに、地方交付税の留保財源分を使つてなにかどうかはわからないけれども、加配されているところがあつて、そして、それは実際目の前にいる教職員の方々ですから、今すぐ職員を減らしたりとか、すぐに講師に切りかえたりとか、できないんですね。そうすると、その分だけ一般会計から持ち出しが出来ます。

今、事務方から、留保財源が出る形で地方交付税を渡すことは、そういうことはしないということでありましたが、あかま政務官にお伺いしたいと思ひます。政務官、御地元、相模原市でございます。この件、私は北九州市ですけれども、政務官の地元にも大いに関係する話です。

相模原市においても、相模原市の教育委員会においても、恐らくこの件、幾ばくかの、我が北九州市でいうと、恐らく十億円を超えるような一般会計からの繰り入れをしないと今の教職員の水準を維持できないということがございます。相模原市でも、どれぐらいかはわかりませんが、出してくるんだろうと思ひます。

政務官、神奈川の国会議員として、相模原の国会議員として、そして政務官として、力強い答弁をいただければと思ひます。

○あかま大臣政務官 指定市選出の議員として、そうした負担増の問題であるとか、また教育水準の維持という話、大変関心を持っております。また、それらの議論があることも承知しております。

す。

総務省といたしましては、事務の移譲については、平成二十九年を目途に可能な限り早期に進めるといふふうな考え方であります。

今後の地方財政措置の検討に当たっては、さきの道府県と指定都市の合意、これらを踏まえて、指定都市において移譲された事務が円滑にスムーズに執行できるよう適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

○緒方委員 もう一押し欲しかったところでありましたが、実際、指定都市市長会の方からも、今回の移譲に伴う財源についてはきちつと措置をしてくれというのが指定都市市長会の要望でありました。

例えば我が北九州市でいいますと、一般会計の規模というのは五千億円ぐらいでありまして、この中で十億円新たにどこからひねり出して措置してくれというふうに言うことは、事実上これは不可能です。相当にハードルが高い。

そうすると、どこかで削るか、もしくは教職員の雇用条件を変えるとき講師の方で対応するか、そういった状況が出てきかねないわけでありまして、これはぜひ御地元に戻つて相模原市の教育委員会の方からお話を聞いていただきたい。

そして、これは教育の話でありますので、文部科学大臣政務官、同じく御地元の一部に横浜市栄区が含まれておりますね。横浜市は、財政規模も大きいですし、豊かな町なかなという一般的な、漠然としたイメージを持っているわけでありまして、ただ、それでもやはり、財源がしつかりやつてこないということについては、横浜市もそれなりに問題意識をお持ちなのではないかというふうに思ひます。

教育水準の問題、そして政令指定都市を選挙区の中に抱える議員として、力強く答弁いただければと思ひます。山本政務官。

○山本大臣政務官 お答えいたします。

私の地元政令市が一部入っているということ、御指名を賜りまして、ありがとうございます。

す。
今回の制度改正でございますが、委員御指摘のとおり、人事権が、今までは政令指定都市が持っていた。ただ、おっしゃったとおり、給与の支払いは県から行われている、いびつだというお話がございました。

もちろん、それだけではございませんで、教員の定数を決めるのも、今まで県で決めていた、あるいは教員に対する給与、あるいは勤務時間、そういうことも各都道府県の教育委員会で詰っていたということですが、今回の制度改正によって、それらも全て、財源等も含めて、政令指定都市で一体的に管理をしていただく。そういう意味合いでは、子供たちの学校環境、教育環境というのは、よりスマートに運営されていくものだと承知しております。

おっしゃったとおり、県費負担三分の二、国が三分の一ということで、教職員は支払われているわけでございます。その中で、各都道府県がブラサルファをつけているところがある、それもおっしゃるとおりです。ただ、それが果たして政令指定都市にだけだけのインパクトがあるのか。これは各都道府県によつて状況は違うと思います。山間部とかそういうところにある意味手厚くやっている都道府県もあるでしょうし、そういう意味合いでは、政令指定都市というのは、御案内のとおり、どちらかというと都市部、ある程度インフラも整備されている、そういう状況でございますので、そこがたちまち困るというようなことにはならないのではないかと我々も思っております。

ただ、委員おっしゃったとおり、私の地元は政令市もあれば、一般の市、町もございます。そこで、子供たちが隣の町に行けばもっといい環境で、隣の市に行けば違う環境でということにはならないように、我々もきちんと、各自自治体等とも連携をとっていきまして、むしろ、今委員御指摘の、政令指定都市で悩んでいるようなところがあれば、我々文部科学省はいつも、常に、相談に

乗って支援をするという体制を整えておりますので、御連絡をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○緒方委員 確かに、各都道府県との関係で、都道府県が厳しいところは、基準財政需要額のところ、それ以上追加せずに、それだけでしょと予算をおさめているところもあるというふうに伺いました。そういうところであれば、今の移譲の形で何ら問題は生じないわけでありまして、過不足なくやってきましたということなんです。これは恐らく都道府県ごとに実態が異なると思えます。政令指定都市ごとに実態が異なると思えます。

ただ、我が町でいうと、恐らく、これはどこから正確な試算を聞いたということではありませんが、十億円を超える追加的な負担が出るだろうと。そうすると、目の前にいる教員が変わらない、数も何も変わらない、そして、確かに権限と税源がおりてきた、税源が足りないということになると、一般論としてですけども、せっかく第四次一括法で、この件、大玉でありました。本当に大玉だったと思います。そして成立をした。とてもよかったことだと思ふし、先ほど言ったとおり、税源の、個人住民税の所得割の分が、税源が明確な形で移譲されてきた。このことについて、とてもいいことだと思ふ。

ただ、それを踏まえた上であえて申し上げると、それでも、税源が、財源がやってこないような地方分権ならば、もうそんな権限は県にお返ししたいというふうな気持ちで地方の方に生じてくると思うんですね。

この件、地方分権をやっているときになかなか難しく、先ほど言った、例えば地方交付税の中に紛れ込んでいますというの、これも一つなのかもしれない。やはり、権限は移譲されてくる、財源も来るんだけれども、一般会計から十億出さなきゃいけないというようなことが生じると、地方分権に対する熱意がどんどん薄れていくんじゃないかと思いますが、最後、石破大臣に答

弁をいただければと思います。

○石破国務大臣 第四次一括法の取り組みは、政令市からも高い評価をいただいた、委員からもお褒めをいただいたところでございます。恐縮であります。

ですけれども、権限が来れば財源も来るべきだろう、それはもう基本的にそういうお話なんだろうというふうな思っております。ただ、それぞれの地域において教育を行うということであれば、それぞれの地域における独自の財源というものがあつて、それによつて手当てをされるという考え方もあるのだらうというふうな思っております。

ですから、事は教育でございますので、それぞれの地域において、北九州なら北九州、相模原なら相模原、あるいは横浜なら横浜、そこにおいて独自の教育を行いたいということであれば、その財源というものをどう考えるか、ほかの地域との整合性をどう見ていくかということだと思っております。

政令市のお話は、私の選挙区みたいな、そんなものは影も形もない者からするとなかなか難しいお話でございます。私も、また委員の御指摘を踏まえて、これは、子供たちの教育をどうするのか、そしてまた全国的にどのような子供たちをつくっていくのかという観点から、文科省あるいは総務省と議論をしてまいりたいと思っております。

○緒方委員 質問時間が終わりました。四十五分間、ありがとうございました。

○鳩山委員長 次に、村岡敏英君。

○村岡委員 おはようございます。維新の党の村岡敏英でございます。

きょう、地方創生でまた石破大臣に質問させていただきますので、よろしくお願いたします。私も、政令都市の影も形もない秋田県からやってまいりましたので、よろしくお願いたします。きょう、二年半で五十回目の質問になりますけれども、その中で、この十五委員室で質問するのは初めてで、親から見られているようでちょっと

嫌なんです。

それは別にいたしまして、父の時代といいますか、昔、日本の政治家は、地方に関して、道路や鉄道やダムや、そして学校の新設や、そういう形の中で、地方で今、道路で砂利道なんというのは、それは山道はありますけれども、国道から県道からほとんどなくなつた。そういう意味では、地方は昔に比べれば相当便利になり、そして住みやすくなつています。

しかしながら、実態は人口減がどんどん進んでいる。特に我が秋田県なんかは、二〇四〇年にはもう六割の人口になる。そうしますと、それまで整備していたインフラというのは、大変無駄といえますか、維持していくのが大変だ、こういうふうに言われています。

しかしながら、四〇年と言つても、そこまでの間、人間は生活していくわけです。その中で考えたときに、この地方創生という中で、地域をもう一回再生ではなく創生していかなくやいけない、こう出てきたことは、非常にこれは今の時期やらないといけないことだ、こう思っています。そして、大臣がよく語られるには、今がこの最後のチャンスだと思つてしっかりとやらなくやいけない、この認識も我々は持つております。

そこでなんです、これまでの地方創生の中で、まだスタートしたばかりですけども、例えば企業の移転してまた拡充、こういう形があります。そしてまた、いろいろな特区をつくつていきます。しかし、この中で今計画を策定している自治体、例えば、大臣が、いろいろな自治体の実例を見ていると思ふすけれども、よし、これは考えてきたな、これを、こういうのを全国に広げていかなければいけない、こういう事例はありますでしょうか。

○石破国務大臣 これは、全国に千七百十八の市町村がございまして。今回の取り組みは、どの町においても、第何次何年計画が存在しないところというのはなかったんだと思ふます。今回が今までと違うところは、昨年成立をさせていた

ました地方創生法に基づきまして、全ての市町村に一斉にお願いをしております。

そうすると、地域によって、本当に先進的に取り組んでいるところと全然まだ取り組んでいないところまで含めて、物すごく差が出始めているんだという感じを持っておりまして、私は、けさほども事務方とお話をして、それを、全国どういう状況なのかというのをきちんと把握をしたいと思っております。

秋田においても、では、由利本荘、仙北等いろいろなところがございますが、どういう状況なのかは、それぞれの選挙区の先生方にもぜひお願いをして把握をしていただきたいと思っております。

ここがよくてここが悪いというのを私が申し上げるのもなんですが、私もまだ全部の市町村を回っているわけでもございません。ただ、これは先駆的だと思っておりますのは、例えば徳島県、例えば高知県、そこは県としての総合戦略というものがあるのと完成の域に達しつつある。県としてこれが総合戦略なのだというのをして、それに適合するという言い方はいたしません。ただ、それとちゃんと整合したような形で市町村の総合戦略がつけられていく。

そこはやはり県が最初に示すというのが大事であって、そこにおいて、KPIでありますとかPDCAでありますとか、そしてそれを作成する過程において、あらゆる方々が参画するという取り組みでありますとか、そういうものが示されているというのは、私自身、非常に立派なものだと思っております。

あるいは、鳥取県のように、自分の県で恐縮でございますが、ちっちゃな県ではございますけれども、鳥取県東部、中部、西部、県全体ということではなくて、東部、中部、西部というふうに分けた形で、市町村のそういう取り組みを県として支援をしていく、そういうような担当者を、責任ある者を置くというような取り組みもございます。

町村で申し上げれば、これはいつも取り上げて恐縮ではございますが、先般私も行ってまいりました隠岐諸島の中ノ島に海士町というのがございます。そこにおいては、町がそういう総合戦略づくりに参画したい人という形で公募をして、二十人超の方々がその総合戦略の策定に今かかわっております。

そこにおいて、REASASによって提供したいろいろな情報も生かしながら、かんかんがくぐりの議論がなされていく。そして、島留学で有名になった島前高校の子供たちも、それを見学しながら、大人が一体何を考えようとしているのか、自分たちはこれにどうかかわっていくのかということに常に参画をしている。

そういうように、本当にこれをポジティブに受けとめて、やろうというところ、甚だしきに至っては、どこかのコンサルに丸投げすればいいやというふうに考えているところは、ここはあえて申し上げておきますが、歴然たる差がつくということだと思っております。

○村岡委員 大臣言われるように、今回の、それぞれ都道府県また市町村、しっかりと計画を立ててきたときに必ず差が出ると思えます。

ただ、この差というのは、これまでの取り組みの中で、やはり自立してしっかりと考えるという国の方針がなかったということもあります。その中で、当然、政治も、無競争になつたり人材が少なくなっている。それは、地方の中小企業も廃業するところも出てくる。それから、農業も廃業するところも出てくる。やはり人材が相当少なくなっているという現状があります。

そして、その中で、市役所の職員も含めて、そういう方々もなかなかこの計画づくりが、従来どおり負っている町村も非常にまだたくさんあります。その結果、一年後に出てきたときに、多少の差が当然出てくると思えます。この差は、まず一年目、二年目は、これはいたし方ない、こういうことでよろしいんでしょうか。

○石破国務大臣 結果的にそのようなことに相な

ろうと存じます。

私も、国として今まで、ある意味、全国一律の対応をしてきたということを棚に上げて、あとは市町村に、自分で考えなさいなどと切つて捨てたようなことを申し上げるつもりは全くなく、情報面で、REASASシステム、これも、はいはい皆さんで好きに使いなさいということではなくて、丁寧な説明会というのを繰り返してあります。また、そういうようなREASASを使つた総合戦略のつくり方というのを、そういうフォーラムのようなものを近々やりたいと思っております。

そして、決して十分ではございませんが、今まで大規模な自治体にはしか国家公務員というのは派遣されてこなかった。人口五万人以下のところは人材を派遣するというところで、これは、私なり補佐官なり副大臣なり政務官で全部電話をかけ、そしてまた、実際に私どもが地方出張しますときは必ずそういう方とお話をするようにさせていた、だいています。これは本当に、いや、本当にいい人に来てもらってありがたうというところが多くて、今までの行政の文化が変わつたとまで言つてくださるところが出てきております。人材の支援。

そしてまた、二十六年年度の補正予算で先行型の等々の財源もつくらせていただきました。それをもとにこれから先、新型交付金の設計というものをやっておるわけでございます。情報面、財政面、そして人的な側面で目いっぱい支援をしておる。

また、秋田県でも御活用いただいていることと思えますが、今あちらこちらでやっていた、霞が関の地方のコンシェルジュ。つまり、秋田県出身である、秋田に赴任したことがある、私は秋田が大好きである、村岡先生のお世話になりましたとか、いろいろな人がいますよね。そういう人たちが省庁を超えて秋田県のいろいろなところの御相談に応じるということで、これも今まで知らなかった

ようなことが、いろいろとお互いに気づきが出てきていると思っております。

そういたしますと、国として可能な限りの支援をし、また委員から御指摘をいただくようなことがあろうかと思いますが、こういう支援も考えられるではないか、ああいう支援も考えられるではないかということで、国として、もうあとはお任せではない、国と地方との一体作業としてこれをやらせていただきたいと思います。

それでもなおかつ、これは何でしようねというのが出てくるということがあれば、それはそれでやむを得ないが、私は、そういうことはないというふうな思っておりますし、まだ五月も後半でございますので、これから先、市町村の実態もよく把握をしながら、国としてできます支援をやつてまいりたいと考えております。

○村岡委員 大臣が言うように、確かに五万人以下の都市に対して今まで行っていないから、相応な刺激を受けていることも私も聞いております。

もう十年ぐらい前になりますけれども、町村合併していった私の地元の矢島町というところに、人口四千八百人のところに総務省のキャリアの方が助役さんで来た。やはりその町の刺激というのは、全く変わりました。合併しましたので、それは合併した市の中で生かされていますけれども、そういう意味では、しっかりと霞が関の官僚の方々の情報や経験や知識をその地域に知らせていただき、また、その人たちが刺激を受け合うというのは大変大切なことだと思っております。

そして、大臣が言つたように、やはり計画をしっかりと立てるといふことの中では、多少一年目に立てられなかったら苦しいことはあつても、それを自立していくということも大切だと思っております。

そしてまた、大臣が言っているのが、責任も持たない者は目標じゃない、しかし、誰が責任をとるかというのは、これは首長、こう考えております。

すか。

○石破国務大臣 それは私は首長だと思えます。産官学金労言といて、産業界も参画します、教育界も参画します、金融界も参画しますというところで、そういうような取り組みもします、実行もします。しかしながら、最終的に責任をとるのは首長であり、そんなことが嫌だったら首長になるべきではないのです。

そして、その地域の方々が首長を選んでおるわけでありまして、それは企業でいえば経営者でございますから、地域間競争というのを私は別にあおるつもりはありませんけれども、首長は誰でも一緒ですという話が一時ありました。首長も議員も誰がなっても一緒ですという話があつて、それじゃ、別に投票したって意味がないではないかということも私は投票率の低下の一因だと思つています。

首長が誰でも一緒なのではない。首長がかわることによつてまたその町も変わっていくわけでありまして、そこは、最終的に責任をとるのは市長であり町長であり村長である、そしてまた、誰を選ぶかというのは主権者たる住民の権利であり責任だと思つております。

○村岡委員 我々の党もそう思つております。これまでの首長という中で、やはり投票率が下がり、無競争の首長もたくさんいます。やはり、この地方創生というきつかけに、しっかりと計画を立てて、それが住民にも納得してもらい、そういうことをやつていかないと、この地方創生は決してうまくいかない。

やはり首長が先頭に立つて責任を持つてやる。それがいいかげんな計画であれば、それは選挙で新しい人が出てくる、そういう切磋琢磨した政治も進んでいなければ、多分この地方創生をしつかりやつたところは政治も進んでくるんじゃないか、こう思つていますので、それはぜひ大臣のもとで、計画のいいところは実例を今後挙げていきながら、ほかの自治体の首長にも勉強してもらつて、こういうことを進めていただきたい、こう

思つています。

そこで、では、実際にこの地方創生をやつていく上で、私が思つてるのは、前に大臣に言いましたけれども、首長の自治体単位もあるんですけども、県境、この部分の整備、それと、大臣もよく言われている農業、これが地方によつては違いますけれども、それと人材の育成、そしてまた女性の活躍、この大きく分けて四つだ、こう思つています。

その中で、大臣がいろいろな雑誌やインターネットで、農業を産業としてだけじゃなくて、地域産業といひますか、地域全体のフオロアップをするような農業を考えなきゃいけない、こうおつしやつておりますけれども、その意味はどういうことでしょうか。

○石破国務大臣 それは、いかにして付加価値を上げ、いかにしてコストを下げたかといふに農政は今までどれだけ力を注いできたかといふに、私自身、政務次官も副大臣も大臣もやりながら、内心、相当じくじたるものを持つておるところでございます。

中山間地であればすなわちだめかといふに、そんなことはなくて、委員の御地元もそうだと思います、私の地元もそうなんです、中山間地であるがゆえにすごくいいものができるということがございます。

朝と夜と昼間の温度差が大きい、そしてまた水がきれいである、空気がきれいであるがよつて非常に、非常においしいお米ができました、おいしい果物ができました等々あるんですけれども、それをいかにして売るかという努力をしてきたかといふに、決してそうではないところがあつたのではないだろうか。

お米は、どんなにいいものでもそうでないものであつても一律J-Aに出して、全てをまぜてしまつて、それでは努力はちつとも報われないといふことがあるのではないかと、私は、まだ当選期数が若いころにそういうような集落をずつと回りました。こんなにおいしいものをネットでは

売つたらどうですかと言つと、いやいや、別にそんなことをしなくても食つていけるわねみたいなところがあつて、すくもつたないなと思つたようなこともございます。今、それを道の駅を通じて販売なんかしたりしているわけですが。

では、中山間地イコール、コストは下げられないのかといふに、中山間地であるがゆえに高低差がございまして、例えば稲刈りにしても田植えにしても時期がずれるはずで、それを使つてコスト削減という発想を私は余り今まで聞いたことがない。

中山間地のメリットをいかに生かして農業に人呼び寄せるか、それはやはり、政策支援の対象である農業者とは誰であり、地域政策と産業政策というものをどう分化するかというお話ではないかなといふに、私自身の、余り十分ではありませんが、今までの経験から思つておるところでございます。

そして、農村らしい農村でなければ人は来ないのだといふことがございまして、これから先、これは私が当選一回のころからやつている話ですが、なぜ日本ではグリーンツーリズムといふものが定着をし広がりを持たないのかといふことについて、私自身、大なる反省を持つておるところであります、地域の活性化のために、農業、農村、あるいは漁業、漁村、林業、山村、それが果たす役割は極めて大きいし、国として可能な支援といふものをも一度考えたいと思つております。

○村岡委員 地域政策という中で考えれば、先ほど大臣が言つたように、中山間地というのは空気が、水もまいし、そして、農作物も、少ないながらも非常にいいものができるという中で、売出すチャンスはあると思つています。

その中で、農業の政策の中では、中山間地の直接支払いとか、また日本型直接支払いといふのも今回入りましたけれども、ただ、それが、効率性とか、それから年齢的なものとか、ほぼ限界に

かといひますと、やはり機械とかそういうので赤字を抱えて、だから、次の担い手の人に引き継ぐのがちよつと苦しい状況にある、そうなたたときには中山間地はもう荒廃してしまうということがあります。プラス、この制度の中で、コンパクトビレッジとか、そういうものもありますけれども、どうしても何とか耐えようという政策が多過ぎる。これはもういたし方がない部分もあります。

私なんかは、これはヨーロッパの例で、まだ詳しく金額的にどのぐらいかかるか、またかかるかも、これから、今ちよつと計算もいろいろな人に頼んでやつてもらつていますけれども、中山間地の農業というのは、今大臣もおつしやつたように、稲刈りで、温度差の中で、時期もありますし、そしてまた、大変きれいな自然環境の中でお

いしいものができる、花もいろいろなものができる。そういうときに、例えば企業とか個人が、最初から生産委託を中山間地の例えば一反歩だとか五反歩とかにする。その最初のときに、例えば一反歩当たり十五万だつたら十五万で生産委託しちゃう、それを全部買い上げた上のものが自然環境や環境を保全するといふことの中で、企業の経費で落とせる、また、個人の所得の控除といふようなこと、これがヨーロッパの中でやつていふこと、今調べておりますけれども、そうすると、日本全体が、農業や中山間地、やはり国土の自然豊かなところを守ろうという気持ちの中で進められないかと。

そこは、例えば今、ふるさと納税といふものがありますけれども、これは納税じゃないですけれども、控除と。この納税は農業の農でもいいと思ふ、ふるさと納税といふのは、まあ、ちよつと控除と税金で納めるのは違ふんですけれども。

中山間地の委託を生産委託となると、担い手の人は中山間地だけではやはり利益を得られないんです、平地の人たちが、大規模になつた人たちが、この中山間地の請負をいろいろな人に聞くと、そういう生産委託の制度が最初から金額がわ

かつて、その上で、ある程度の安定した法律があればできる、この方法なんかも私も考えてみたいと思つていますが、大臣はどのように思われますか。

○石破国務大臣 ありがとうございます。

私も、政権交代等々もございまして、農水の政策から少し離れておりますので、今の委員の御指摘も踏まえて研究をさせていただきたいと思ひます。

先ほどの委託の場合の経費として認める、あるいは税額控除を行う等々のやり方、済みません、私は不勉強でよく存じません、私は、やはりヨーロッパの施策というのは随分と学ぶべき点があるんだらうと思つております。

これがアメリカとかオーストラリアということになりますと、それはちよつと話が違いますのでしよつとということになるのですが、ヨーロッパ、これはEUの共通政策の部分もございまして、またそれぞれの国の独自の政策もございまして、ヨーロッパにおいてはなぜ農山村が維持をされているのかということは、私も、虚心坦懐にもつと学ぶべきだと思つております。

私は、農林水産大臣をしておりましてときに、スイスの農林大臣と話をしておつて、スイスの卵というのは隣のフランスの卵よりもやたら高いんですね、二倍ぐらいいたと思ひます。それでもスイス国民はなぜフランスの卵ではなくてスイスの卵を買うのだという話をしましたときに、いや、それはスイス国民がスイスの卵を買うことによつて、その鶏を飼つている方々の生活が維持される、その地域が維持される、それはスイスとして当たり前のことなんだという話を本当に大真面目にされたことがございます。そういうものなんだと。

ですから、都市と農村との間が何か断絶があつて、お互いにそれを支え合うという意識が何でこの国はこんなに希薄になったのだらうかということとは、やはり私どもとして真剣に考えねばならぬことじゃないでしょうか。そのときに、インセン

ティブとして今委員がおつしやつたようなこともあるのかも知れません。

それは、今までの日本の税金の考え方からすれば、なかなかそれはおもしろい話だけれども実現は難しいよね、以上というようなことになりそうですが、私は、ヨーロッパでどのようなことが行われ、どのようにして都市と農村が共存していくという土壌が、あるいは感覚が醸成されたのかということとは、また委員の御指導もいただきながら、きちんと学びたいと思つております。

○村岡委員 まだ詳しくの計算はないんですが、中山間地の、八百億ぐらいかかつているとかいろいろ税金を考えると、その中で、決して全国で一挙にやるわけじゃなくて、これは特区で一度やつてみて、どういう感じなのかということも可能なんじゃないかという数字もまた出したい、こう思つていますので、ちよつと検討していただければと思います。

そして、大臣にこの前言いました県境の話ですが、やはりここを地方創生の中で、自治体だけの計画じゃなくて、やはり県境のところを本当に、ここをしつかり、十万人の都市と二十万人や五万人、時には三十万人という県境というのはたくさんあるんです。この県境で一緒になっていくということをちよつと検討して、何かモデル地域を、四十七都道府県しかないわけですから、五つもやれば十県にかかわるわけですから、ちよつとこの県境の研究をしていただきたい。

やはり、無駄に市町村で計画を立て過ぎて、隣の、地図で引かれてる線で、同じものをやつていて、これが一つ一つの予算が少なくてうまくいっていないという例がたくさんありますので、ちよつと県境を一回モデル地区で考えていただけないか、こう思つていますが、どうでしょう。

○石破国務大臣 これは、今、新型交付金の設計を行つておるところであつて、きのうも、岐阜の知事あるいは富山の知事がおいでになつて、いろいろ議論をさせていただいたところでござい

ます。新型交付金等というのを設計するに当たつて、それが従来の補助金ではだめで、あるいは地方交付税でもだめで、では、この新型交付金であればこんなことができるのだということを考えたときに、重視すべきポイントは幾つかありますが、一つは地域間連携だと思つております。

それぞれの市町村ごとではどうしても限界がある、それを、例えばDMOでもそうですが、市町村をまたぐ形によつて、限られた資源を有効に活用して観光客を呼ぶとか、そういうような考え方はあり得るのであつて、例えば、委員の御地元のことを私も一〇〇％知つていてるわけではありませんが、うちの県でいえば、鳥取県の南の方と岡山県の北の方というのは、ほとんど一つの経済圏になつていてるわけですよ。あるいは、これは山陰海岸国立公園というので一体になつてやつていますが、兵庫県の北と鳥取県の東というのは、むしろ一つの経済圏みたいなことではないか。

そこに県境があるがよつてに全然話にならないということではなくて、県境を越えた取り組みというのは当然あると思つております。ですから、新型交付金に当たつては、そういうことを、県境をまたぐような連携、あるいは市町村をまたぐような連携というのは一つのポイントでしょう。

もう一つは、いろいろな、ばらばらばらばら民間があつて官があつて、それを、いかにして民の力を最大限活用するかというようなことが私は新型交付金の議論においては大事なんだらうというふうに思つています。

そのときに、県を越えることによつてこのようなことができるのだというお話は、これはまた道州制の議論とは別にあるはずだと私は思つておつて、そういう取り組みが少しあらわれてきているなという実感は私持っております。

○村岡委員 これは道州制というわけじゃなくて、例えば、私は秋田県ですけれども、大臣は鳥取県、それぞれ、県の特徴や県の思い入れというのが全員あると思ひます。それはそれで大事にしながら、しかし、町村が崩れたら、どんなに愛し

てもその県自体が衰退していくわけですから、こは思い切つて、近県ですから、大体同じ気候、同じ気質があるという中でいけば、一緒にやつていくという協力をやはりこれはやつていかなきゃいけない。

選挙区での合区というのは大変反対はあるでしょうけれども、新型交付金にしても、そしてまた各県の条例なんかも、この特区だけは変えてやりましょう、このぐらいの覚悟がないと、地域が今本当に危機的に衰退しているということの覚悟の上であれば、今までの常識を打ち破らなきゃいけない、こういう考えの中、ぜひ進めていただきたい、こう思つております。

そしてもう一つ、農業が、地方創生という中で、今、農協法の改正なんかも審議しているわけですが、大分、企業の参入に対して緩和はされてきました。そして、どうしても農業者にも反発があるのが、企業の農地の所有に関してです。

これは、抵抗があるのはわかります、私も農業地帯にありますから。過去に、農地を買つて、荒らして逃げてしまつたとか、いろいろな例があるんですけれども、ただ、それはしつかりと規制して、私は、やはり、そろそろ企業が一緒になつて、地域の農業、そして、先ほど言つた地域政策にかかわつていかなきゃいけない、こう思つております。

というのは、先ほど大臣が言つたように、霞が関から五万人以下の都市のところに来ていろいろ、これは、東京という市場や、東京というグローバルな社会のことを勉強してきたからこそ、非常に新しい発見があるわけですよ。

農業者の人たちも、今、六次産業化といきなり言われて、それは、例えば、仙台あたりや東京あたりで講習会があるから来てくだささい、それを一回や二回聞いて、いきなり経営者の感覚、マインドを持てるかという、そういうわけじゃないんです。そういう意味でいくと、企業とのコラボを農業ができるかどうかというのは、農業の再生や

地方の再生が非常に大きいと思っています。

企業の人たちも、今いろいろな企業の人たちにお聞きすると、農業に参入するときには、我々は、農村地帯やその地域社会では新入社員だというつもりで行きますと。そして、農家の人たちで新しい経営マインドを持って、我々は学んでやろう、こういう気持ちも持ち始めています。

ただ、企業の本来に本格的に進出する人たちが、仙台で農業に興味ありますかと東京でやると集まります、でも、結果、余り進出してないのは、やはり排除されるんじゃないかと。別に、所有しなくても、リースでもいいんです。ところが、何かいろいろな規制があるという排除の部分の中で、むしろ、その社会に入っていたとき、企業は農村社会で農業を農家と一緒にやっていけないんじゃないかと。

そういう気持ちになることを除くために、そういう規制は外して一緒にやっていただく。そのかわり、その農地を荒廃させたり何かしたら、それは厳しく罰則する。その雰囲気、企業に対して農業の規制はまだ多過ぎるということがあるので、その辺は大臣はどう思いますでしょうか。

○石破国務大臣 委員御指摘のように、平成二十一年に農地法を改正いたしました。このころ私も携わっておったものでございますが、このときに、リース方式を全面解禁という形にして、株式会社のままでも自由に参入できるということになり、法を改正する前の五倍のペースで参入が進んでいるという事実がございます。

そこから先は、多分、論点は二つに分かれました、では、それをさらに進めて、リースでいいじゃないですかという話なのか、いやいや、全面的にいろいろな権利が行使されるがところの所有権まで、所有権は絶対でございますので、そこまで認めるべきなのだ、いやいや、そうするとごみ捨て場になるじゃないか、では、どうやってそれを排除するのか等々、そういうお話は、多分、今農協法の改正等々を農林水産委員会で御議論いただいております、その後またこれはいろいろなお話

をさせていただくことになるんだと思います。いかにして農地を守るかであり、いかにして農業者の所得を上げるかということによく配慮をしながらこういうお話があるというのが一つ。

もう一つは、リースにしました、五倍の規模で参入が進みました、それは確かにそうでしょう、では、そこで、企業が参入したときに、委員御指摘のように、どういう規制があつて、入つていった企業が思うような成果が上げられないかということ、これは、農林水産省ともよく連携をしながら実態の把握をしていかなければいけないと思つております。

昔々、もう今から二十何年も前、私がまだ議員になつたばかりのころ、農村の若い人たちは、農業が別に嫌なわけではないが、きちんとした労働形態があることが大事だね、ちゃんと背広を着て出社をして、そこで農作業の装いに着がえて、仕事が終わつたら、また、背広でも何でもいいんですが、そこで市内のデイスコに行つて踊ろうぜみたいな、そういうのが望ましいような姿だというのは昔聞いたようなことがあるのですが、やはり労働形態をどうしていくのかという点において、企業の参入というものは、私はそれは選択肢の一つとしてあるべきものなのだというふうに考えております。

それは、単にファッションがどうのこうのということではなくて、やはり地方における雇用が、所得が高く、そして、いろいろな労働条件が整備をされているという、この二つが大事なものであつて、所得をいかに高めるか、そして労働条件をいかに高めるか、社会保障も含めまして、そこにおいて、企業の参入というものは一つの選択肢としてより強化されるべきだと私自身は思つております。

それは小農排除という思想とは全く別のものだと考えておりまして、これは農地法改正のときに佐々木議員なんかも一緒に随分議論をさせていたいただきましたが、そのときに地域における小農を守るのだという考え方と両立するような形で進めて

いくことが肝要かと存じます。

○村岡委員 地方創生の中で大事な要素が、農業が非常に多いわけで、農業をどうやって、雇用の場やそしてまた地域の再生のためにしっかりと農業が立ち直つていかなきゃいけない、こう思つています。

そして、企業と一緒にコラボしていくというのは、農業法人というのはほとんどふえてきているんです。ところが、今実際にふえてきて困り始めたところがあります。それは、社会保険の加入です。そういう意識が全くありませんでした。

だから結局、安価な賃金で雇えるある程度高齢な女性とか男性とか、しかしながら、今度若い人を雇うとなつたときに、何日以上その法人が雇うと、社会保険なんか掛けたら、その農業法人はもう利益が上げられない。こういう現実の中で、非常に短い時間で若い人も雇う。そうすると、若い人はやめてしまう。そしてまた雇用体系も、朝四時から八時までやつて、暑いときは休んで、そして夕方やる。

そういう意味の中では、地方創生の中で特区として農業を企業とコラボをしていくような部分の中で、やはり実験的にどこかの地域でやってみないと、農業の再生、全国一律で農林水産省の方では法律を考えているわけですが、地方創生の方でむしろ地域の農業の特長をつくっていく、そういうことも考えていかなきゃいけないんじゃないか、こう思つております。この議論はここでやめさせていただきます。

そしてもう一つ、これは地方創生というか、自民党の方々から議員立法で私のところに説明に来ましたけれども、小学生が地方に行つて自然を体験するというのをぜひもう少し充実させよう

と。今、小学校がいろいろな地方に行くのは、一日、二日ぐらいの予算しかないそうです。しかしながら、その中で、議員立法にしてやろうと言っているのは、一週間ぐらい地方に行つて体験しよう。それは、地方に行つて、農業体験もあれば

宿泊もするわけですから、いろいろな体験がある。

そういうことをやっていくことによって、地方に対する親しみや、そして農業に対して、日本全体に対して、国を愛する心が育つという中で、青少年の自然体験活動の実態というのをもいたしたいんですけれども、これは驚いたことに、小学校四年生、小学校六年生、中学校二年生に調査して、太陽が上るところや沈むところを見たことがありませんかと。何度もあるというのは三〇・六%、少しある三七・四%、ほとんどない三二%。太陽の浮き沈みまで見たことない。

そして、農業なんかでいったら、ナスは木になつていてと思つていたりとか、そういう状況の部分がありますから、この地方創生を進めていくときに、どうしても、大都会の人が、これは都会の極集中を防ぐといながら、都会をかえつて衰退するんじゃないか、こういう感覚を持っています。

そういう意味では、やはり子供のときから四十七都道府県、日本の国土の中の地方を経験する、こういう一週間とかというのは、これは地方創生の本当の将来のことになりますけれども、子供たちの体験というのは、地方創生の中で、各自自治体の中でそういう案も出てくると思えますけれども、そういう部分の中で、小学校時代から、地方に対する思い、日本を愛する気持ちという中で、この地方創生の中に、これは文科省だと言わないで、ひとつ、ちょっと大臣の方もぜひ検討していただければ、こう思っているんですが。

○石破国務大臣 問題意識は全く一緒で、私が森内閣の農林総括政務次官をしておりまして、このときに、これから随分昔の話になりますが、当時の文科省の総括政務次官が、もう御勇退なされましたが、神奈川の鈴木恒夫さんという方でございまして、そこで、総括政務次官、今でいう副大臣同土で話をして、文科省だの農水省だの言っていないで、グリーンツーリズムあるいはブルーツーリズムというようなものをさらに推進しよう

じゃないのという話をいたしました、なおこれが農山漁村の活性化や子供たちのそういう意識の醸成に赫々たる成果として寄与したというお話は、まだ私は聞いておりません。

そこにおいて議論しなきゃいけないのは、多

分、一つは、農村は農村らしくあらねばならなくて、漁村は漁村らしくあらねばならなくて、そこに行くとか本当にこれは農村ですか、別にそれが悪いと言うつもりはありませんが、コンビ二があつて、いろいろなものがあつて、何だか都市と全然変わらないじゃないという、農村らしい農村ではないものが現出していると、そこへ行つて本当の農村体験が味わえるだろうか、漁村体験が味わえるだろうか。その農村、漁村をどうやって行政として支えていくかということは、これは、そこがそうであるがためには何らかのサポートが必要だと私は思つていまして、それが必要なことのひとつだろうと。それは財政面の支援もございます。

子供たちが地域に行くに当たつて、私も最新の統計を存じませんが、やはり、連休なんかには、子供たちがハワイに行つて帰つてきましたとかグアムに行つて帰つてきましたという映像が必ず出るんですけれども、ハワイもグアムも結構でしょうが、日本の農村、漁村をきちんと見ませんか。そして、委員が御指摘になつたことのほかに、私は、川で泳いだことのある子供というのは、今やほとんどいないんだらうと思ひます。浜遊びは別として、実際に海で泳いだことがない子たちが本当に自然の恐ろしさがわかるかという、そうではないだらうと。日本人で生きていく上において、そういう体験は私は必須だらうと思ひます。そしてさらには、やはりお休みをどうとるかというお話でありまして、ヨーロッパにおいてグリーンツーリズムが定着をしたのは、ILOの条約に定められておる連続休暇をきちんととることを義務づけたというのが、先ほどの緒方議員ともILOのお話でしたが、バカンス法というのでしようか、やはりきちんとまとまつたお休みがあつて、農山漁村のよさがわかるためには一日、

二日じゃだめだと思ふんですね。私は、やはり一週間きちんとする、そういうようなお休みを親もとれるということが必要なことではないかなと思つておつて、それを実現するための手だてはたくさんあるんだらうと思ひます。

また議論させていただいて、農山漁村の雇用や活性化、地方創生につなげたいと存じます。

○村岡委員 ぜび、現在の中の地方創生の対策もあると思ひますけれども、日本全体のことをやはり日本人が、都会の子供も知るといふことは大切だと思つていまして、そこはお願いしたい、こう思つていまして。

そして、前に言つていました人材なんですけれども、官僚の方々、二年か三年行つて、それで帰つてくるわけです。地方に行くという中で、前に大臣も、六割ぐらいの男性は地方に行つてみたといふことの数字も出しておりましたけれども、実は、私よりももうちょっと若い、五十前のいろいろな東京の友人たちに聞くと、田舎に行つて、地方に行つていろいろなことをみんなに伝えるといふのはやつてみたい、ところが、一年たち、二年たち、三年たつと、自分も情報がなくなるといふ不安を持つてさうです。

やはり、東京といふのは、グローバルに、そして刺激的ですから、いろいろな情報、そしていろいろな知恵が湧かなければ仕事はできないといふところですね。けれども、それを最初、地方に行つていろいろな人に伝えて、刺激をその人たちに与えていいて、三年ぐらいたつと、何か東京で違う動きがある、そして、私は情報がもうわからなくなつたとか不安になるさうです。

そういう意味では、この人材というのは、移住したり、企業で地方に移つたときに、その人材がその地方の中でまた情報を得られやすい人なんですけれども、東京で何かその人たちがフォローしてやるのがないと、なかなか地方に住み続けられない。

私も経験があるんですけれども、十六年、秘書

をやつていました。九年浪人して、地元のことはいつかりわかるようになりますけれども、東京の動きとか、そういう感覚はやはり相当薄れてしまふ。そこはやはり不安になるんですね。

そういう意味でいくと、居住した人たちの、ある程度高齢者が退職して地方に行くのはいいんですけれども、若い人たちが地方に行つて活躍したいと思つたときに、このまま自分は埋もれてしまふと不安になつてしまふ。そのところを、何かシステム的に、そういう人材が、行つた人たちが東京やいろいろなところで勉強できる機会も持つていかないと、やはり地方にはしっかりと人材が育つていかないと。

それから、逆に地方でいい人材の人たち、この人たちは、もう少し情報を得れば、地方の中で、いろいろな中小企業の中で活躍できる人たちが。この人たちが、聞くと、それは講習会だとか何かコンサル主催のものとかいろいろあるんですけれども、やはり勉強する機会が少ないといふことを言ひます。

そういう意味では両方の面がありますけれども、大臣、この人材育成、そして地方に人材を育てるといふのは大変なことなんですけれども、システムの何かを考えていくといふことも必要なんじゃないかと思つておりますが、どうでしょうか。

○石破国務大臣 それをどうシステムとして構築するかといふことだと思つております。

私も、地方創生に関する論文等々になるたけ目を通すようにしているつもりですが、多分委員の問題意識と重複するものかもしれないと思つたのは、都市から地方に行きます、でも、それがまた新しい情報を仕入れるために都市に行つて、例えば新幹線であつても飛行機であつてもいいので、すけれども、そういうものに何か特別の割引みたいなことがあつてもいいのではないかと提案を何かの論文で読みました。

それが全て、たとへば申しませんが、実際にこれは初めて承つて、なるほどねと思つたんですが、地

方に行くに当たつて、三年ぐらひは、新しい、なるほど、そうだとみたいなことが教えらるし、みんなも喜んでくれるんだけれども、その知識が枯渇しちゃつて、何か、自分は何のためにこつちに来たんだらうかみたいな、それが一つのネックになつていけるとするならば、どうやつてそれが解消できるかという仕組みは考えなきゃいかぬことなんだろうと思ひます。

また機会があればこの委員会で御議論いただきたいのですが、余り時間が残つていなくて、この後、我々が直面する課題は、東京を中心とする首都圏の恐ろしい高齢化、そして地方の人口減少といふことにも間もなく直面するわけで、委員がおつしやつたような課題も取り上げていきながら、どうやつて都市から地方への人口の移動というものを起こして、東京の超高齢化現象というものを少しでも回避するか、そして東京と地方が一体となつて日本を再生するかといふことについて、あらゆる知恵を動員しなければいかぬと思つております。

そういうシステムについて、こういうのはどうだといふ御提案があれば、また謙虚に承りたいと存じます。

○村岡委員 もう時間が参りましたのでやめますけれども、双方向交流モデルということで、それをちよつと議論したかつたんですが、時間が足りなくなりました、申しわけございませぬ。

きようはありがとうございませぬ。

○鳩山委員長 次に、宮本徹君。

○宮本(徹)委員 日本共産党の宮本徹です。東京選出です。

きようは、東京の国家戦略特区とリニア新幹線についてお伺いしたいと思つております。安倍政権が打ち出した「日本再興戦略改訂二〇一四」によると、世界の企業が日本に投資したくなるような環境をつくるとし、二〇二〇年オリピック開催が決定し、二〇二〇年という新たな改革のモメンタム、弾みです、モメンタムが設定されたと思ひます。

聞きますが、東京にとつてのモメンタムとは、大臣、何でしょうか。

○石破国務大臣 東京にとつて改革のモメンタムというのは、例えば東京を世界の金融センターにしようとか、そういう東京ならではの情報が集約をし、あるいはいろいろな娯楽が集約をしというような、農業とか漁業とか林業とか、あるいは工業とかそういうものの以外の、情報等々のそういうような魅力というものをいかにして世界最大のものにしていくかということだと思えます。

ただ、モメンタムというのは、そういう光の分野だけではなくて、東京の安全、安心でありますとか、あるいは、先ほども村岡委員の御質問にお答えをいたしました、これから間違いなく直面する高齢化の問題でありますとか、そういうものもよく認識をしながらモメンタムというものは動いていくべきものだと思ひます。

○宮本(徹)委員 いろいろなモメンタムがあるんだというお話でしたけれども、二〇一四年の日本経団連の提言ではこう言っているんです。

折しも、二〇二〇年にオリンピックが東京で開催されることが決定した、これを好機として、それまでの間を持続的成長の礎を築くための集中対応期間と位置づけるんだということで、とにかく財界は、この機にいろいろな規制緩和をやつて、もうけの場をつくつていくということ、この特区を位置づけようということになっております。

それで、東京特区の区域会議の資料によりますと、東京都内、大手町、八重洲、竹芝、品川、羽田などを含む十地域で、今オフィスビルを中心とする事業計画が進行中であります。東京特区の区域会議でも、柔軟かつ大胆な容積緩和だということで、巨大ビルを次々つくる計画になっているわけですね。これはその一覧でありますけれども、延べ床面積それから容積率の緩和というのは、あらあらどういふことを検討しているんでしょうか。

○内田政府参考人 お答え申し上げます。

これまで、都市計画の特例というものにつきまして、区域会議というワンストップの仕組みで、現在、都市計画特例までは二つのプロジェクト、竹芝と虎ノ門四丁目でございますが、を定めて、内閣総理大臣の認定を受けているところでございます。

お尋ねの諸元につきましては、このうち、竹芝地区につきましては、区域の面積が二・四ヘクタール、容積率の最高限度が一〇〇%というふうになっております。また、虎ノ門の四丁目につきましては、区域の面積は約一・八ヘクタール、容積率の最高限度が一〇〇%というふうになっております。

今委員御指摘の幾つかのプロジェクトの中で、その他の、区域計画の素案に掲げられましたプロジェクトについては、まだ区域計画の認定には至っておりませんという状況でございます。

○宮本(徹)委員 残り八つはまだ出てきていないという話ですけれども、今お話があった中でも、容積率の緩和は一〇〇%とか一〇〇%だとか、すこし容積率でビルをつくっていくということになります。

きょう、野村総研が書いてある「東京・首都圏はこう変わる!未来計画二〇二〇」というのは持つてまいりましたけれども、この中を見ますと、東京二十三区内で、これから二〇一七年度までに開発が計画されているオフィスビルの総床面積は五百万平方メートルだ、東京ドーム百個分だ。そして、再開発の中心地は千代田区、中央区、港区で、それは計画の大体八割ぐらいを占める。主要なデベロッパーは、三菱地所、三井不動産、住友不動産、東急不動産、森ビル、UR、NTT都市開発、こういうものが書かれているわけですね。

重ねて聞きますけれども、ここで示されている、今読み上げたような方向で東京の特区の全体が進んでいくということで理解してよろしいんですかね。

○内田政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘の資料は手元にございませんのであれでございますけれども、東京の特区につきましては、東京圏の区域計画の素案で挙げられました、前の御質問で委員が御指摘になった十のプロジェクトというものが現在の組上りのりつつあるという状況でございます。

○宮本(徹)委員 こういうビル群をつくった場合に、昼間の人口と夜間の人口の想定というのはどうなっているんでしょうか。

○清水政府参考人 お答えいたします。

十地域におきまして都市再生特別地区に関する都市計画等を定めていくことになりますけれども、その際、昼間人口や夜間人口の想定は特に執行していません。

しかしながら、建築物の容積率等を定める際には、計画するプロジェクトごとに、自動車とか歩行者なんかの発生集中交通量の増加を想定して、計画する建築物の周辺の道路あるいは歩道、そういったものの通行に支障を来すことがないかといったことを確認していると聞いております。

○宮本(徹)委員 歩行者の通行量、たかには幾らか出すけれども、こういうビル群をつくったことでどれだけ昼間人口がふえるか、あるいは夜間人口がふえるか、そういうことは想定していない。結局、人口予測をしないまま、入れ物だけどんどんつくっていくことになっているわけですね。

予想はしていないということですが、もしこの十地域を含めた特区構想を進めた場合、都内へ流入する人口はふえるのか減るのか、これはどうでしょう。

○清水政府参考人 お答えいたします。

面、大都市を中心には、国際競争力を強化するという点で、容積率の緩和等、支援を行つてまいりますけれども、一方で、地方は何もしないというわけではございませんで、ちゃんと地方分を含めて、全国の都市の再生のために、まちづくりに対してさまざまな支援を行っていくという状況でございます。

したがって、地方と大都市がそれぞれに特性を生かしまして発展していくこととございまして、一方での集中という形で想定しているわけではございません。

○鳩山委員長 今のは余り答えになっていないんじゃないですか、質問者の。ふえるか減るかと言っているんですよ。

○清水政府参考人 ですから、今申し上げましたとおり、将来の我が国におきます地方の活性化の状況によりまして、地方の方へも人口の移動は起こりますし、大都市への移動もまた考えられるというところで、それぞれの活性化の施策等が行われていく中で決まってくると思っておりますので、必ずしも一方への移動というのを考えているわけではございません。

○宮本(徹)委員 ちよつと、大臣、普通に考えたら流入人口はふえると思うんですけども、どうですか。

○石破国務大臣 普通に考えればそういうことになるうかと思ひます。

○宮本(徹)委員 つまり、大臣からも答弁がありましたように、昼間の人口がふえるのは明らかだということだと思ふんですよ。そして、昼間人口がふえれば、当然、仕事があるわけですから、二十三区を中心に定住人口も引つ張ってくる、ふえていくというのは目に見えていると思うんですよ。ですから、東京への一極集中は、こういう特区を進めていけばますます進んでいくんじゃないかというふうに思ひます。

ですから、私は本当に、今回、地方創生法案が出ていますけれども、こういうのを放置したままの法案というのは、地方創生と言っているわけ

すけれども、一方で一極集中は進めていくということで、欠陥があるということと言わざるを得ないというふうに思います。

東京への一極集中というのは、東京のまちづくりにとつてもやはり問題があると思っております。

今回、法案の中で、待機児童対策で、都市公園を保育園も使うというものが入っております。

今、自治体が認可保育園をつくっても、さらに入園希望者が東京の場合はふえております。いろいろな要因があるわけですが、二十三区でいえば、就学前の乳幼児の人口自体が東京はふえているんですね。そこにもいろいろな要因はありますけれども、その一因は東京への一極集中というのがあると思います。

ですから、東京のまちづくりを考えても、流入人口の予測もしないまま開発開発ということをやっていくのではなくて、東京への一極集中を進める政策自体を見直す必要があるということをし述べておきたいと思っております。

その上で、次に、リニアの東京区間についてお伺いしたいと思います。

リニア建設は、ストロー現象で東京圏にさらに人口を集中させる、こういう指摘もこの間されてきました。そして、このリニア建設は、計画の中で、地域でさまざまな問題を今引き起こしております。大きな問題の一つは、建設残土、発生土の問題であります。

昨年七月に、国土交通大臣は、リニア中央新幹線の環境影響評価書に対して意見を交付しております。前文で環境への配慮について述べていると思いますが、ちよつと紹介していただけるでしょうか。

○篠原政府参考人 お答えを申し上げます。

昨年七月の国土交通大臣意見につきまして、前文の中で該当部分を読み上げさせていただきます。「トンネルの掘削に伴う建設発生土量が多いことやその運搬に伴う地域住民の生活環境や自然環境への影響、事業に伴う水資源への影響等、多岐にわたる分野での影響が懸念されており、事業の実施に当たっては、環境保全に十分な配慮が必要である。」としていただいております。

○宮本(徹)委員 建設発生土が非常に多いわけですね。

東京都知事も意見書を出しております。環境保全措置の内容についても具体性に欠けている、措置を講じることによる影響低減の程度が明確になつてない、具体性に欠ける、明確性に欠けるということ、JR東海の計画に対して総論的に言っております。

そこで、建設発生土はリニア新幹線の工事全体で幾らと想定されているのか、そのうち、処分先が今決まっているのはどれだけで、全体の何%なのか。あわせて、東京都内についてのその数字についても出していただきたいと思っております。

○篠原政府参考人 お答え申し上げます。

リニア中央新幹線の工事全体での建設発生土は、五千六百八十万立方メートルの発生を見込んでございます。そのうち処分先が決まっておりますのは千四百七十万立方メートル、二六%ということでございます。

これを東京都内の発生土ということで申し上げますと、六百万立方メートルを見込んでございまして、これを東京圏内から情報収集を行っているという状況でございます。現時点では、利用先は決まっていなくて、報告を受けてございます。

○宮本(徹)委員 つまり、全体で二六%、行き先が決まっていなくて、それだけじゃない。都内分であれば、今協議しているといいますが、行き先が決まっていなくて残土というのは一つもないというのが今の状況でございます。

この残土の行き先にスーパードームというのを含まれるのでしょうか。

○篠原政府参考人 建設発生土の利用につきましては、処分先のニーズと建設発生土の発生受け入れ時期、土質、運搬距離等の条件が合致する必要があります。

がございまして、この条件が合致する場合には、利用先として、スーパードームを含めまして、可能性はあるものと考えてございます。

○宮本(徹)委員 スーパードームも可能性はあるということをおっしゃったけれども、私、本当に大問題だと思っております。

スーパードームは、何年か前、会計検査院自体が、スーパードームの事業は余りにもずさんだから、もう普通の堤防をつくる事業を優先すべきだという厳しい意見を出していただいたと思っております。にもかかわらず、国土交通省は、その会計検査院の意見も無視して、この間、スーパードームの事業を進めております。都内でも、住民が立ち退きされて、今裁判も起きているということになっております。コミュニケーションを破壊しながら、強引に進められているわけですね。

スーパードームを当てにリニア工事を進めるなどもつてのほかだということ指摘しておきたいというふうに思います。

それから、JR東海は、都知事の意見に対する事業者の見解で、「発生土の最終的な受入れ先の確保は、本事業における最も重要な課題のひとつとして、鋭意取り組んでおります。工事着手前に都の関係機関等と協議を行い、公共・民間事業への発生土の有効利用等の具体的な計画を策定してまいります。」という返事を出したわけですね。ところが、リニアは昨年着工されるということになりました。

工事着手前に残土の具体的な計画を策定すると言っていたわけですから、話が違ふんじゃないですか。

○西村(明)副大臣 発生土の有効利用につきましては、土砂の発生時期、また土質、運搬距離などの条件に合わせる必要があると認識しております。

そのために、一般的には、長期間の大規模な工事の場合には、事業の進捗に応じて、確実に利用先を確保していく必要があるというふうに考えております。

JR東海につきましては、リニア中央新幹線の事業に当たって、東京都知事からの意見を踏まえながら、発生土に関する作業を進めているというふうに聞いております。

国土交通省としては、JR東海に対して、引き続き、可能な限り早期に利用先を確保するように、必要な助言、指導を行ってまいります。

○宮本(徹)委員 できる限り早期にとおっしゃられますけれども、都への見解への答えとしては、JR東海は工事着手前と言ってきたわけですが、もう着手しちゃうっているじゃないですか。全然、約束違反だと言わざるを得ないというふうに思います。

そして、報道では、品川駅のリニア新幹線の駅の工事は、二〇一五年度の早い段階で本格的な工事が開始というふうに報道されているわけですよ。二〇一五年度の早い時期というのは、もう近々ということになりますよね。だけれども、まだ残土の行き先の場所は明らかにできていない。極めて無責任なんじゃないかと思いますが、そう思いませんか。

○篠原政府参考人 お答え申し上げます。

まず、昨年十月の時点では、私も国土交通省では名古屋までの工事実施計画の認可をさせていただきました。そして、現在、具体的な工事の着手に向けて説明会等が行われたり、測量が始まったりしている段階でございます。

工事着手前と申しますのは、まさに実工事が始まるまでにしっかりと準備をしておくということでございます。私ども、できるだけ早期に利用先を確保するよう、JR東海をしつかり指導してまいりたいと考えてございます。

○宮本(徹)委員 だから、早期に早期に言うけれども、東京都への回答では、工事着手前に決めると言っていたわけですよ。そこを厳しく批判しなきゃだめなんじゃないかというふうに思います。

の車両の通行も大きな問題になります。

品川区のシールドマシンの発進立て坑付近では、大型の工事車両が一日最大で八百三十台通る計画です。町田市小野路の立て坑では、一日最大七百八十八台ということになります。一日八時間運行されるとしたら、一分間に二台ぐらいダンプが走るということになります。そして、この工事は十年以上続くという計画になっておりますから、住民生活への影響というのは非常に重大だと思っています。

そして、町田市能ヶ谷の立て坑予定地は、先日私も見てきましたけれども、すぐ隣が非常に閑静な住宅街ということになっております。そして、現在、ここは大型車両の通行規制がかけられているところでもあります。そして、住民からは、アの工事のため、接道のための工事も含めて、この通行規制を解除しないではないということ、町会ぐるみで、一千二百筆、署名が集まっております。

住民の納得が得られないと私は思いますけれども、強行することがあつてはならないと思いますけれども、国交省、どうでしょうか。

○西村明、副大臣 委員御指摘のように、本件を立て坑工事を含めまして、リニア中央新幹線の事業につきましては、地域の理解と協力を得るということが重要であるというふうに認識しております。

御指摘の件につきまして、住民から大型車の通行を認めない旨の書面が提出されていると承知しておりまして、ＪＲ東海から、地元十分に説明し、理解を得ながら進めるというふうに聞いております。

国土交通省といたしましても、引き続き、ＪＲ東海に対しまして、地元の理解とそして協力を得ながら進めるよう、しっかりと指導監督をしてまいります。

○宮本(徹)委員 理解と協力が住民から得られなければ進めてはならないというのが国交副大臣の考えというふうに理解をいたしました。

そして、立て坑についてですけれども、立て坑の掘削方法として、ちよつと専門的な話ですけれども、説明書を見ましたら、RC地中連続壁工法という方法とケーソン工法という二つの方法が今は示されているわけですね。

実は、外環道、今東京で立て坑工事が進んでおりますが、このケーソン工法で一日二回地震のような揺れが起きているということで、住民からの批判も国交省にも寄せられていることだと思えます。

そこで、この立て坑工事では、今回のリニアの問題で、それぞれの工法で住民生活にどういう影響が出るのか、これは説明会ではどう説明されているのでしょうか。

○篠原政府参考人 答え申し上げます。

J R東海によりますと、事業説明会では、立て坑の掘削工法として、今御指摘いただきました二つの工法があるということを御説明し、どちらの工法を実際に採用するかということにつきましては、実際に立て坑が掘削される場所の地質条件、地下水位、掘削の深さなどを勘案して今後決定していくというふうに説明していると聞いております。

この影響についてでございますけれども、実際に使用する重機の種類、作業時間、通行車両の台数など、こういったものによって影響が変わってまいりますので、その中身が固まる中で住民の方にも丁寧な説明をしていきたいというふうに説明していると考えています。

○宮本(徹)委員 影響は、いろいろな重機だとかが決まらないとやらない、説明はまだしてないという話ですね。

だけねども、もう二つの工法を説明しているわけですよ。私はこつちの問題、RCの方は知らないですからあれですけども、私の知っている方でいえば、実際に住民からすごい振動の苦情が出るものになっているわけですよ。そういうことも説明せずに、いろいろ準備ができましたよ、はい、これで進めますという説明会では、住民は絶

対納得しないですよ。やはり、いろいろな問題が起きてい るんだというのは国交省も把握しているわけですから、そういうことも住民説明会でやらなきやまずいんじゃないかと思ひます。

各立坑の周りは、住宅街もある、介護施設もあります。小野路の立て坑のそばでいえば、青山学院大学の馬術部が馬を飼つて、部員の皆さんも一緒に暮らしていращやるわけですね。馬も人間同様、人間以上と言つてもいいかも知らないですね。いですが、大変繊細なわけですね。ですから、こういうことを住民不在で進めていくということはあるてはならないということを指摘しておきたいと思ひます。

それから次に、ＪＲ東海がこの間住民に対して説明している資料の中に、工事に伴う補償というペーパーがあります。工事施行によつて、地盤沈下などが発生し、建物などが損傷または損壊したた場合に、原状回復するために要する費用を負担しますというふうに書いてあります。これは、地盤沈下などで建物損壊の可能性があると見ているというところでよろしいんでしょうか。

○西村明 副大臣 損壊の可能性という以前に、しっかりとした調査を行わなければならないというふうに思っております。

まず、リニア中央新幹線の事業を含めまして、大深度の地下区間において構造物を整備する場合に当たっては、強固な支持地盤よりさらに十メートル以上深い場所で施工することになります。さらに、一般的に、シールド工法では地下水の流出が出にくい工法でございまして、J R 東海の環境影響評価書におきましても、「シールド工法そのものによって、地下水の流出などが原因で地盤沈下が生じたというような事例は確認されておりません。」というふうに記載されております。

家屋調査などは行わない方針と聞いておりますけれども、念のため、実際の工事の際には、地表面の状況について変位がないことを確認しながら進めていくというふうに聞いております。

国土交通省といたしましても、地域住民等への丁寧な説明による地域の理解そして協力を得ながら、安全かつ確実な施工が行われるようにＪＲ東海をしつかりと指導してまいります。

○宮本徹委員 今、ＪＲ東海の見解をおっしゃられましたけれども、先ほど紹介された文章のすぐ上に、これまでのシールドトンネルの実績によれば、それほど深くない地下においては、施工管理の不手際などの理由による地盤沈下の事例は幾つか報告されていますというふうに書いていますね。これはＪＲ東海の文章ですよ。都合のいいところだけ読まれたら、大変私も困つてしまわうわけです。

もう一度伺いますが、工事に起因する地盤沈下による建物などへの補償とあるわけですか。地盤沈下は、発生しないんじゃないかと、発生する可能性があるということじゃないんですか。

○篠原政府参考人 お答え申し上げます。

シーリング工法につきましては、これまでの実績を踏まえ、適切に施工が行われれば地盤沈下は生じないものというふうな承知をしております。適切な施工をしつかりと確保していくことが大切かと思っております。

○宮本 徹 委員 適切にと言うんだけれども、人間がやることだから適切じゃない場合もあるから、今までいろいろな事故だつて起きて、死亡事故だつて起きていろいろないですか、シルド工事で。それで、国交省だつて、いろいろな検討会を開いてやってきたわけじゃないですか。

適切じゃないことがあり得るからこういうのを
出しているんじゃないですか。違うんですか。お
答えください。

○篠原政府参考人 お答え申し上げます。
適切な施工を確保することがまず第一義でござ

いますけれども、何らかの変位が生じた場合には補償するということを含めて対応をするということでございますから、先ほど副大臣からお答え申し上げましたとおり、念のために、施工の際に地表面の状況などの変位を確認しながら進めていくということにしているところでございます。

○宮本(徹)委員 では、適切じゃない場合もあるということでしょうか。適切に行われない場合もあって、こういう補償をしなきゃいけない局面があると。

○篠原政府参考人 あくまでも、適切に施工していくということをしつかり確保していくというポジションでございます。

○宮本(徹)委員 だって、人間のやることに間違いはないと言ったたら、こんなものを出す必要もないわけで、あるから出しているわけですよ。

実際に適切じゃない場合もあるわけですよ、この間の事例でも。国交省は責任を認めないですけれども、名古屋の二環の工事も家屋被害を訴える方々が複数出ていらつしやるのは御存じだということふうに思います。

ですから、先ほど、今回家屋調査はやらないということを行っていますけれども、実際は、国交省中心にやっている外環道だつて家屋調査をやっているわけですよ。今度、J R 東海は家屋調査もやらないというのは、自分たちは絶対事故は起こさないんですよ、こういうことを補償するなんて言っているけれども、実際は補償する気なんてないんですよと言っているようなものじゃないですか。

補償しようと思つたら、事前に家屋調査をやるしかないんですよ。事前に家屋調査せずに、家が壊れたかどうかというのは比較のしようがないわけですからね。そんなでたらめなやり方はまづいんじゃないですか。

○西村(明)副大臣 家屋調査を外環のようにやらないということでございますけれども、家屋調査そのもののほかに、地表面の変位をしつかりと

調査しながら進めていくというふうに承知しておりますので、その地表面の変位の調査を進めていくことによって同様の効果が得られるものと承知しております。

○宮本(徹)委員 地表面の調査をすることと一軒一軒の家屋を調査するのは、全く違うじゃないですか。

地表面にわずかなずれがあつたら、それをもつて、この家は少したてつけが悪くなりました、では、その因果関係はどうやって説明するんですか。

○篠原政府参考人 お答え申し上げます。

外環道路につきましても、家屋調査を行いますのはあくまでも念のためということで聞いておりまして、私どもと同様に、大深度地下を利用したシールド工法では地上への影響は生じないという前提に立ちつつ、念のため家屋調査を、大深度地下を活用した初めての道路事業ということをやっておられるというふうに聞いております。

○宮本(徹)委員 全く、私の聞いていることへの答弁になっていないんですよ。

時間が来ちゃいましたから、またほかの委員会やらせていただきますけれども、こういうでたらめなやり方でリニアの工事を進めていくというのは絶対許されないということだけ強く申し上げておきたいと思います。

以上で終わります。

○鳩山委員長 次回は、来る二十六日火曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十分散会

平成二十七年六月八日印刷

平成二十七年六月九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K